

町税は期限内に納めましょう

町税の納め忘れはありませんか？
もし町税を納め忘れたらどうなるのでしょうか？

納期限が過ぎると延滞金が増算され、貴重な財産（預貯金・不動産・給与など）が差し押さえられることもありま

公平な納税のために

納税は国民の三大義務の一つであり、滞納となつている町税を放置しておくことは、納期限内に町税をきちんと納付していただいている大部分の善良な納税義務者との公平性を欠くことになりま



☐座振替もご利用いただけます

税金を納めない

地方税法には「納税者が督促状を受け、完納されない場合、市町村徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と明記されています。滞納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本税以外に督促手数料（1件200円）・延滞金（年率14.6%）を含めた滞納税額を強制徴収されることになってい

延滞金について

延滞金は、地方税法で徴収しなければならぬものと定められ、年率14.6%で計算されます。延滞金は、納期限を過ぎても納付されない方と、納期限内にきちんと納付されている方との公平性を保つためにかかるものです。

事情がある方はご相談を

病気や失業・事業の営業不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を各納期限内に納付することが困難な方については、生活状況などを聞かせていただいた上で、徴収の猶予などをすることができま

税金を納めないで放置しておく

督促状送付	納期限までに町税などが完納されない場合は、督促状を送付します。
催告書送付	納期限が過ぎて納付がない場合、納付を促すため催告書を送付します。
財産調査	滞納処分のため必要があるときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査をします。
財産差押	督促状を発送した日から10日経過した日までに、納税者が滞納となっている町税などを完納しないときは、その納税者の財産を差し押さえます。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

12月は滞納処分を特に強化します

12月は、「滞納整理強化月間」として、税の公平性を確保するため滞納処分（差し押さえ）を強化し、全県的に県と市町が協力して積極的な滞納処分を実施します。

住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税で納期限を過ぎて未納がある方は、放置せずに必ず納付してください。なお、一括納付が困難な場合は、納税相談を行っていますので、必ず税務課までご相談ください。

生きる力をはぐくむ“食育”

近江日野田舎体験が掲げる一番の目的は「交流」するところにあり、その手段としての「体験」の多くは“食”にまつわれます。“食”の基本について全国で大評判の佐藤剛史氏をお招きし、食育講演会を開催します。ぜひご参加ください。

とき 12月19日(水) *参加無料

午後7:30～9:45 (受付 午後7:00～)

ところ 日野公民館ホール

- 内容 ・田舎体験事例発表
「一所懸命」の農村生活体験 藤澤謙治氏（清田）
・講演「生きる力をはぐくむ“食育”」佐藤剛史氏



佐藤剛史さん

九州大学大学院農学研究員助教。農学博士。主な著書に『ここ・食卓から始まる生教育-「いのちをいただく」「すごい弁当力!」「自炊男子」など、いずれもベストセラー。新聞掲載、テレビ・ラジオ出演も多数。

◆問い合わせ先

三方よし！近江日野田舎体験推進協議会
(事務局 商工観光課) ☎@6562 有線⑤8965

◆問い合わせ先

税務課 収納担当 ☎@6570 有線⑤5093